

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険資格管理及び給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、国民健康保険資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和5年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格管理及び給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発行等の事務を実施する。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めに関する事務 (11) 県単位での資格継続業務に関する事務 (12) 県単位での高額該当回数等の引継ぎに関する事務 (13) 他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務 (14) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 番号法の別表第二に基づき、これら国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 また、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。
③システムの名称	市町村国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格個人ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 ・番号法第9条第2項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【番号法第19条第8号及び別表第二】 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,121 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民保険課 国民健康保険係
②所属長の役職名	住民保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民保険課 国民健康保険係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5020

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	邑楽町の国民健康保険事務に関しては、国民健康保険法その他法令、邑楽町国民健康保険条例、その他規則及び要綱等に基づき事務を執り行う。 また、邑楽町は国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」とする）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険に関する資格管理事務 ②国民健康保険に関する給付事務 ③国民健康保険被保険者証等の交付に関する事務	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発行等の事務を実施する。 国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めに関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一（1項、2項、16項、30項）	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（1項、2項、3項、4項、5項、17項、22項、26項、27項、30項、33項、39項、42項、43項、58項、62項、80項、87項、93項、97項、106項、109項）	【番号法第19条第7号及び別表第二】 （別表第二における情報照会者の根拠） ・別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができるとされている項 42、43の項 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の第3欄（情報提供者）が「医療保険者」のうち、第4欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、106の項	事後	
平成29年1月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年1月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成29年1月6日時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月6日時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発行等の事務を実施する。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めにに関する事務	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発行等の事務を実施する。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めにに関する事務 (11) 県単位での資格継続業務に関する事務 (12) 県単位での高額該当回数の引継ぎに関する事務 (13) 他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務	事後	
令和2年1月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム 国保情報集約システム	事後	
令和2年1月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 （別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができるとされている項 42、43の項 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の第3欄（情報提供者）が「医療保険者」のうち、第4欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、106の項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 （別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができるとされている項 42、43の項 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の第3欄（情報提供者）が「医療保険者」のうち、第4欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発行等の事務を実施する。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めに関する事務 (11) 県単位での資格継続業務に関する事務 (12) 県単位での高額該当回数の引継ぎに関する事務 (13) 他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発行等の事務を実施する。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めに関する事務 (11) 県単位での資格継続業務に関する事務 (12) 県単位での高額該当回数の引継ぎに関する事務 (13) 他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務 (14) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和2年2月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
令和2年2月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 （別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができるとされている項 42、43の項 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の第3欄（情報提供者）が「医療保険者」のうち、第4欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 （別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二の第1欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第2欄（事務）「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄（情報提供者）に対し、第4欄（特定個人情報）の提供を求めることができるとされている項 42、43の項 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二の第3欄（情報提供者）が「医療保険者」のうち、第4欄（特定個人情報）に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 （オンライン資格確認の準備業務） 番号利用法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和4年4月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項 42、43の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)に「医療保険者」のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」が含まれる項 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためになくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	【番号法第19条第8号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項 42、43の項 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためになくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民課 国民健康保険係	住民保険課 国民健康保険係	事後	
令和4年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長	住民保険課長	事後	
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015	事後	
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先 問合せ先	住民課 国民健康保険係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5020	住民保険課 国民健康保険係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5020	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年11月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和4年11月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第8号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項 42、43の項 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためになくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	【番号法第19条第8号及び別表第二】 (情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項 42、43の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 (情報提供の根拠) ・別表第二における以下の項 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためになくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発行等の事務を実施する。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めに関する事務 (11) 県単位での資格継続業務に関する事務 (12) 県単位での高額該当回数の引継ぎに関する事務 (13) 他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務 (14) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、届出による資格の得喪等の処理及び被保険者証等の発行等の事務を実施する。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 被保険者の資格取得に係る届出の受理及び確認に関する事務 (2) 世帯主等変更の届出の受理及び確認に関する事務 (3) 被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び確認に関する事務 (4) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認に関する事務 (5) 被保険者証、被保険者資格証明書等各種証明書に関する申請書の受理、認定証の交付等の事務 (6) 療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務 (7) 出産育児一時金、葬祭費の支給及びその他の保険給付に関する事務 (8) 第三者の行為による損害賠償請求に関する事務 (9) 一部負担金減免申請の受理、確認及び証明書の交付に関する事務 (10) 一時差し止めに関する事務 (11) 県単位での資格継続業務に関する事務 (12) 県単位での高額該当回数の引継ぎに関する事務 (13) 他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務 (14) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務 番号法の別表第二に基づき、これら国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 また、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	
令和5年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム 国保情報集約システム	市町村国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和5年12月28日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	・番号法第9条第1項 別表第一の第30項 ・番号法第9条第2項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和5年12月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第8号及び別表第二】 (情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村长」のうち、第2欄(事務)「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることされている項 42、43の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 (情報提供の根拠) ・別表第二における以下の項 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	【番号法第19条第8号及び別表第二】 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,121 (オンライン資格確認の準備業務) 番号利用法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	

[illegible]

[illegible]